

～自然本来の力を活かす、「滋賀のいのちの^も守り」～

生物多様性しが戦略(案)

平成27年(2015年)3月

滋 賀 県

－ 目 次 －

はじめに

第1章 戦略の策定にあたって

- 1 生物多様性とは
- 2 生物多様性の価値
- 3 生物多様性の危機
- 4 戦略策定の背景
- 5 戦略の位置づけ

第2章 理念と基本的な姿勢

- 1 理念
- 2 基本的な姿勢
 - (1) 暮らしと自然とのかかわりに着目する
 - (2) 滋賀の地域特性を活かし、近隣府県も含めた広域的な視点をもつ
 - (3) 多様な主体の参加により、生物多様性の理解を拡げ、保全のための行動を促す

第3章 目標、計画期間および対象区域

- 1 目標
 - (1) 長期目標 平成 62 年 (2050 年)
 - (2) 短期目標 平成 32 年 (2020 年)
- 2 計画期間および対象区域

第4章 行動計画

- 1 生物多様性の危機に対する取組
 - (1) 生物との適切な関係の構築
 - ① 野生生物の保護 (主として「減りすぎ」への対策)
 - ② 外来種を含む野生生物の管理 (主として「増えすぎ」への対策)
 - ③ 飼養・栽培生物との適切な関係の構築
 - (2) 生息・生育環境の改善
 - ① 生息・生育地の保全・復元と連続性の回復
 - ② 生息・生育環境に対する影響の低減
- 2 生態系サービスの持続可能な利用の取組
 - (1) 地域資源の活用、地産地消の推進
 - (2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組
- 3 生物多様性に対する理解と行動の促進
 - (1) 県民の理解を促すための取組
 - (2) 人材育成とネットワークの構築
 - (3) 情報・知識の収集・分析と統合

第5章 戦略の着実な推進

- 1 主体ごとの役割
- 2 多様な主体の連携
- 3 戦略の推進と評価

はじめに

滋賀県の自然の最大の特徴は、400 万年の歴史を有する世界有数の古代湖・琵琶湖が県の中央部に位置し、県域がその集水域とほぼ一致していることです。大きくて深く多様な環境を備えた琵琶湖には 2,400 種以上の水生生物が生息・生育し、このうち 60 種以上が琵琶湖・淀川水系にしか見られない固有種で、県域全体では 10,000 種を超える生物が記録されるなど、滋賀県はまさに生物多様性の宝庫といえます。

豊かな自然に恵まれたこの地には古くから人が住み着き、自然との関わりを通じて多様な生活文化が育まれてきました。たとえば、里山での暮らしは、きのこや山菜などの食材、燃料となる薪炭、肥料になる落葉など、周辺の雑木林から得られる資源によって支えられる一方、そうした資源の採集などの人間活動が、雑木林を生物多様性の豊かな状態に維持する働きがあったと言われていました。滋賀県には、このようにして人と自然の関わりによって維持されてきた水田、畑、水路、ため池、鎮守の森、雑木林、人工林などの二次的自然がモザイク状に散らばっており、京阪神や名古屋などの大都市に近接しながらも、多様な動植物が生息・生育しているのです。

しかしながら、開発などによる生物の生息・生育環境への影響、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、オオクチバスやブルーギルといった侵略的外来種の侵入・定着などにより、滋賀県独自の生物多様性に危機が迫っています。

滋賀県では、生物多様性の保全や持続可能な利用をめざした取組を推進するため、平成 25 年度（2013 年度）と平成 26 年度（2014 年度）の 2 年間をかけて、「生物多様性しが戦略」の策定を行ってきました。この戦略を策定する過程から多くの県民の皆さんに参加していただくため、平成 25 年度（2013 年度）には、希少種保全、外来種対策、里山里地里湖、観光、事業活動など 11 のテーマでワーキンググループを、また、平成 26 年度（2014 年度）には、県内 6 か所でタウンミーティングを開催し、議論や意見交換を行いました。

これらの機会を通じていただいた、さまざまな立場からのご意見は、本戦略の随所に活かされています。たとえば、本戦略の理念にある「いのちの^も守り」という言葉は、鮎ずしづくりをされている方の「桶の重しを調節したり、水を替えたりして、『^も守り』をしている。鮎ずしを作る主役はあくまで菌であって、人間は菌に機嫌よく仕事をしてもらおうお手伝いをしている」とのお話から着想し、自然と上手に関わっていくためにふさわしい考え方として取り入れたものです。

琵琶湖を中心とする滋賀県の生物多様性とその恵みを利用して育まれてきた多様な暮らしや文化は、将来にわたって継承するとともに、新しい時代に即した形で発展させていくことが重要です。このため、県としては「生物多様性しが戦略」の理念に掲げた「いのちの^も守り」という考え方を県民の皆さんと共有しながら、生物多様性の保全と持続的な利用のための取組を進めていきます。

第1章 戦略の策定にあたって

1 生物多様性とは

生物多様性とは、「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉です。また、生物多様性は、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから、「生きもののつながり」としても捉えられます。

この生物多様性は、一般に「生態系の多様性」、「種の多様性（種間の多様性）」、「遺伝子の多様性（種内の多様性）」という3つの階層で認識されています。ある地域に見られる生物多様性は、その自然環境のもとで長い時間をかけて選ばれてきた「自然の遺産」であることから、それとともに育まれてきた生活文化とともに、将来にわたって引き継いでいく必要があります。

(1) 生態系の多様性

滋賀県には、県境にそびえる山々の頂から琵琶湖の湖底にいたるまで、生物にとって多様な生息・生育場所が存在し、それぞれ独自の生態系が育まれています。

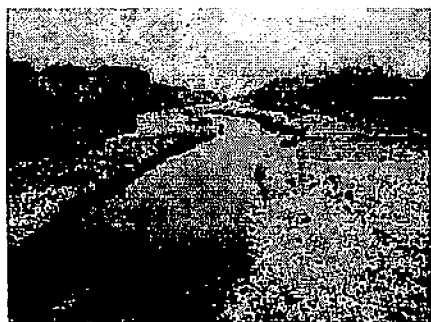
滋賀県に見られる代表的な植生としては、落葉広葉樹林、照葉樹林、草原、植林地、湖岸植生、沈水植物帯などがあり、それぞれに特有な生物が見られます。また、滋賀県に広がる水域環境としては、琵琶湖の表層、中層、深層、沿岸域のほか、内湖、河川、ため池、湿原、水田などがあります。



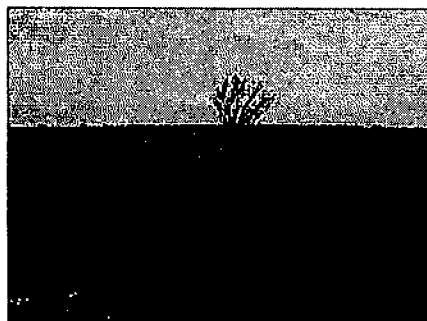
愛知川源流の森林



伊吹山の「お花畑」



犬上川と河畔林



西の湖のヨシ群落

滋賀県に見られる代表的な植生

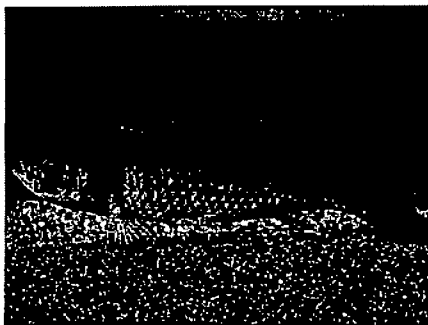
また、生物のなかには、卵と幼生の時期を水中で過ごし、成体になると陸上で暮らす多くの両生類や、川と琵琶湖との間を往来するビワマスなどの回遊魚のように、生活史の中で移動しながら、複数の生息・生育環境を利用するものがあります。このように、複数のタイプの自然環境の連続性が適切に保たれていることも、生物多様性保全の観点から重要です。

(2) 種の多様性（種間の多様性）

滋賀県で記録されている生物は 10,000 種を超えるなど、私たちの周りには驚くほど多くの種の生物が見られます。「種の多様性」とは、哺乳類、鳥類、魚類、昆虫類から植物や菌類、細菌類に至るまで多様な生物のグループがさまざまな種で構成されていることや、特定の地域・水域に独自の顔ぶれのいろいろな生物が生息・生育していることを指します。

琵琶湖は、その直接の祖先となる堅田湖の形成以降でも、約 100 万年の歴史を持つ世界有数の古代湖としても知られています。湖内には 2,400 種を超える生物が生息・生育し、ビワマス、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワコオオナマズ、セタシジミをはじめ、60 種以上が琵琶湖・淀川水系の固有種として進化しました。

このような種の多様性は、長い時間をかけて互いに調和しながら共存できる生物の組合せが選択されてきた結果として重要です。



ニゴロブナ



ビワマス

琵琶湖・淀川水系の代表的な固有種。

(3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）

「遺伝子の多様性」とは、同じ種の中でも地域や同一の集団内の個体間で遺伝子の差異が存在することを指し、同一の種内に見られる多様性であることから「種内の多様性」とも呼ばれます。

琵琶湖のアユは、海のかわりに琵琶湖内で稚魚が成長し、川に遡上し大きく成長するものと、湖内に留まりあまり大きく成長しない「コアユ」と呼ばれるものがあります。この琵琶湖の独特なアユは、日本各地に生息するアユとは遺伝的に大きく異なっており、両者が別々に分かれた年代は約 10 万年前と推定されています。

このような遺伝的な特性は、生物が地域の生息・生育環境に応じて長い時間をかけて適応・進化しながら獲得してきたものですが、異なった特性を持つ個体と交配することで失われてしまうおそれがあることから、地域を超えた生物の移動には慎重さが求められます。

2 生物多様性の価値

私たちの暮らしは、多様な生物のさまざまな働きによる自然の恵みに支えられています。こうした自然の恵みは、多様な生物が織りなす生態系が提供するサービスであることから「生態系サービス」とも呼ばれ、その機能によって大きく「供給サービス」、「調整サービス」、「文化サービス」、「基盤サービス」の4つの類型に分けられます。私たちが「生態系サービス」を十分に享受するためには、地域の生物多様性が健全に保たれていることが必要です。

(1) 供給サービス

私たち人間は、生きていくために必要な米、野菜、肉、魚などの食料や、建材や燃料としての木材、衣類や紙をつくる繊維の材料などを森林や、田畑、海・湖・川など、さまざまな環境に生息・生育する生物から得てきました。このように、生態系を構成する生物が私たちの生活を支えるさまざまな物資を供給する役割を「供給サービス」と呼びます。

琵琶湖に生息する多様な魚類、貝類、甲殻類は、湖の恵みとして湖のまわりに住む人々に身近で欠かせない食材として利用され、現在、地域の伝統食とされるなれずしや佃煮は、豊かな魚介類を保存するための優れた手法でした。また、滋賀県内の各地域では、地域の環境に適した伝統野菜の品種が生まれ、それらを用いた地域独自の料理法も発達してきました。

(2) 調整サービス

滋賀県の約50%を覆う森林植生には、多様な樹種によって構成された天然林と環境に配慮して整備された森林があり、山地災害や土壌流出の防止、気候条件の緩和・調節、安全な飲み水の確保など、多様な働きをもっています。また、琵琶湖岸に生育するヨシ群落やヤナギ林は、多様な生きものの生息・生育環境としてだけではなく、波浪による湖岸の浸食を防止することにも役立っています。

このように生態系が私たちの生活環境を緩和・調節してくれる機能を「調整サービス」と呼びます。

(3) 文化サービス

「湖魚」とも呼ばれる琵琶湖の魚介類は、滋賀県独自の食文化を育んできました。滋賀県では、平成10年（1998年）に湖魚のなれずしや佃煮などの5件の食文化を「滋賀の食文化財（湖魚のなれずし、湖魚の佃煮、日野菜漬、丁稚羊羹、アメノイオ御飯）」として、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択しました。特になれずしの代名詞ともなっている鮒ずしに最も適したニゴロブナや、アメノイオご飯に使われるビワマスが、琵琶湖の固有種であることが象徴するように、滋賀県の食文化は独自で豊かな生物資源に支えられたものです。また、江戸時代に成立したとされる「近江八景」は、琵琶湖を中心とした自然と文化が織りなす優れた景観として選ばれたもので、その一つである「堅田の落雁」に生きものが登場することがその象徴です。

「文化サービス」は、このような地域の生物が文化、芸術、レクリエーションなどの対象や素材として役立つ機能のことです。

(4) 基盤サービス

植物は光合成によって有機物を生産して自らのからだを作ると同時に、体外へ酸素を放出します。太古の昔から続いた植物の光合成によって、地球の大気中には十分な量の酸素が蓄積し、現在も呼吸等で消費される酸素を補ってくれるおかげで、人間を含む酸素呼吸をする生物が生きていくことができます。また、植物が生産する有機物は、生態系における食物連鎖の出発点となり、「食う・食われる」の関係を通じて、生物の生存に必要な物質とエネルギーとして生態系の中を循環していきます。この意味で、琵琶湖においても、水生植物と植物プランクトンは、多様な生物の生存基盤をなしているのです。

「基盤サービス」とは、このような食物連鎖を通じた物質循環や光合成による酸素供給など、すべての生命の生存基盤をなす機能のことです。

3 生物多様性の危機

わが国の生物多様性国家戦略では、生物多様性に対する危機は人間活動の直接・間接の影響を原因とする3つの危機に加えて、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境変化による第4の危機が指摘されています。

(1) 第1の危機（捕獲や開発など人間活動による危機）

生物多様性に対する「第1の危機」とは、捕獲や開発など、直接的な人間活動がもたらす危機のことです。

野生生物のなかには、観賞や商業利用のために乱獲されることにより個体数が減少し、存続が脅かされるものがあります。たとえば、ハリヨやイチモンジタナゴは、その希少性が高いことから、地域住民の保全活動にもかかわらず外部の業者や愛好家によって、大規模に捕獲される事例がありました。

一方、大規模な土地造成を伴う開発や、道路や湖岸堤の建設、単一の樹種の植林による「モノカルチャー」の拡大などが、生物の生息・生育環境の消失や劣化、分断をもたらしてきました。

(2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

生物多様性に対する「第2の危機」とは、私たちの自然への働きかけが縮小することにより、二次的自然の状態が維持されなくなっている危機のことです。

私たちの生活空間のまわりには、かつては薪炭林としての雑木林や採草地としての草原が広がっていました。これらは、私たちが生活のために適度な自然への働きかけをすることにより、多様な生物の生息・生育環境として維持されてきました。ところが、私たちの生活様式が大きく変化し、自然への働きかけが衰退したことで、身近だった里山の自然が荒廃し、新たに竹林が拡大するなどして、そこで育まれてきた生物多様性は大きく損失しました。たとえば、鈴鹿山脈を水源とし湖東平野を流れ琵琶湖に注ぐ愛知川は、近畿地方有数の河畔林が発達していましたが、近年では竹林の面積が急速に拡大しています。

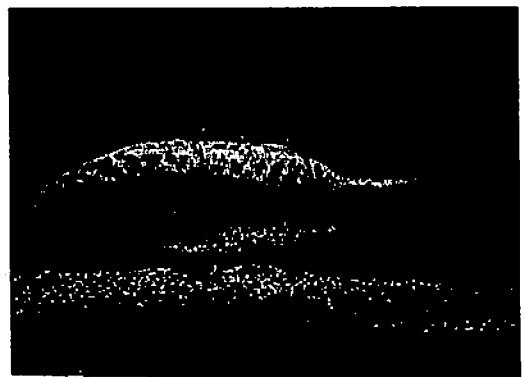
また、農山村では過疎・高齢化などにより耕作放棄地や間伐などの手入れが不足した森林が増加する中、ニホンジカやイノシシ、ニホンザルが集落や耕作地周辺に侵入し、本県でも農林業被害などが深刻化しています。

人口減少社会の到来により、このような危機の加速化が懸念されます。

(3) 第3の危機（人間が持ち込んだものによる危機）

生物多様性に対する「第3の危機」は、外来種（または外来生物）や化学物質など本来、ある場所に存在しなかったものを人間が持ち込むことで生じる危機のことです。

琵琶湖では、外来魚のオオクチバスとブルーギルが沿岸域で激増し、在来魚の減少の一因であると考えられています。また、最近県内で増加・拡大傾向にある外来獣のアライグマやヌートリアは、小動物などの捕食に加え、農作物に対する被害も懸念されています。さ



オオクチバス

らに、平成 21 年(2009 年)に南湖で確認されたオオハナミズキンバイは生育面積を拡大し続け、漁船の航行阻害などが生じています。このように外来種の中でも生態系や農林水産業、住民の健康等に深刻な影響を与えるものは「侵略的外来種」と呼ばれます。

(注) 現在琵琶湖に広がっているオオハナミズキンバイは、正確にはオオハナミズキンバイを基本亜種とするルドウィギア・グランディフロラですが、わかりやすく表現するため、本戦略では「オオハナミズキンバイ」と記述しています。

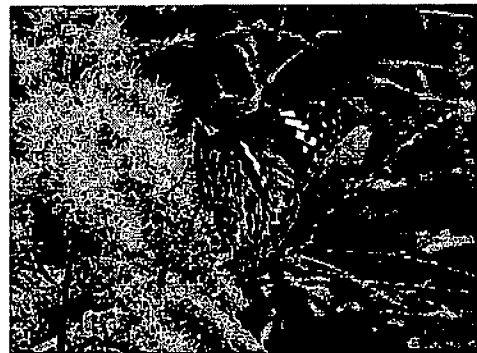
また、最近、世界各地でネオニコチノイド系農薬等に含まれる化学物質が、花粉を媒介する昆虫などに影響を及ぼしていることが報告されています。

(4) 第4の危機(地球規模の環境変化による危機)

生物多様性に対する「第4の危機」は、地球温暖化などの地球規模の環境変化による生物多様性の危機のことです。その代表的なものに地球温暖化があり、平均気温の上昇などの形で、滋賀県でもその影響が指摘され始めています。

琵琶湖では、水温が徐々に上昇傾向にあることや、冬に湖水が表層から深底部まで上下方向に混合する全循環の発生時期が遅くなった年があったことが報告されています。

また、南方系のチョウでかつて滋賀県内ではあまり見られなかったツマグロヒョウモンが身近に増えてきたり、これまで生息していなかったナガサキアゲハが定着したりするなど、野生生物の分布に対する影響も出始めています。



ツマグロヒョウモン(メス)

4 戦略策定の背景

自然と人とが調和したくらしや文化が醸成されてきた本県においては、特に琵琶湖の水環境保全に関して、全国に先駆けた取組が積極的に行われてきました。しかし、自然環境の劣化や人と自然との関わりの希薄化という全国的な規模の変化により、生物多様性は本来の姿を変えていきました。

このような中、滋賀県は平成 18 年(2006 年)3月に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、この条例に基づき、平成 19 年(2007 年)3月に「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」を、平成 21 年(2009 年)2月に「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」を策定し、これらに基づき希少種保全、外来種対策、野生鳥獣害対策および生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化などの取組を進めてきました。

一方、平成 4 年(1992 年)に採択された「生物の多様性に関する条約」に基づ

き、平成 7 年（1995 年）にはわが国最初の「生物多様性国家戦略」が決定されました。平成 20 年（2008 年）には、地方自治体に対し生物多様性地域戦略の策定を求める「生物多様性基本法」が制定されました。国際生物多様性年に定められた平成 22 年（2010 年）には、生物多様性条約第 10 回条約締約国会議（CBD-COP10）が愛知県・名古屋市で開催され、2020 年を目標年次とする新たな世界目標である「愛知目標」が採択されました。これを受けて、平成 24 年（2012 年）には「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、愛知目標の達成に向けたロードマップが示されています。

このような情勢を受け、本県の生物多様性の取組を推進するため、滋賀県らしい生物多様性地域戦略を策定することになりました。

5 戦略の位置づけ

本戦略の位置づけは次のとおりです。

- ・「生物多様性基本法」第 13 条に基づく法定計画とします。

「生物多様性基本法」第 13 条では、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、区域内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないとしています。

- ・「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第 8 条に基づく基本計画とします。

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第 8 条では、知事は野生動植物との共生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定することとしています。

なお、本戦略は「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」（平成 19 年（2007 年）策定、平成 23 年（2011 年）改訂）を継承するものとし、従来の計画は廃止します。

- ・「滋賀県環境総合計画」に基づき、本県の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全および持続可能な利用に関する総合的かつ基本的な計画とします。
- ・県が策定した各種の計画とも整合を図り、連携して取組を進めるものとします。

第2章 理念と基本的な姿勢

1 理念

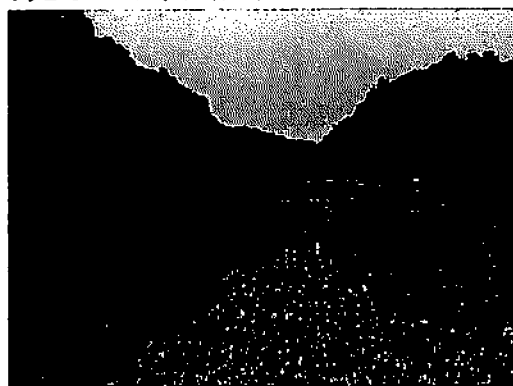
滋賀の自然と人とののかかわりの歴史や経験を活かし、将来にわたって自然の恵みを享受できる社会の実現を目指し、次の理念を掲げて取り組みます。

自然本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ「いのちの^も守り」

滋賀県には、鮒ずしなどの湖魚料理、麻による近江上布、永源寺の木地椀や盆など、自然と人がうまく関わることで育まれてきた多様な文化があります。一方で、田上山など湖南地域の山々は、近代以前は大規模に植生が破壊された「はげ山」の状態になるなど、過剰な利用により自然が損なわれる経験もしてきました。

このような自然と人とののかかわりの歴史と経験の中で用いられてきた言葉として、「^も守り」という表現があります。たとえば、「山の^も守りをする」「田んぼの^も守りをする」などという言い方をします。ここでは「^も守り」という言葉を、人が自然を管理するという人間中心の考え方ではなく、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力にゆだね、人間は必要な手を加えるという考え方と捉えています。すなわち、自然を人の所有物として自由に扱うのではなく、預かったものと捉え、責任をもって次の世代に引き継ぐことが重要です。

この考え方は、滋賀の生物多様性を保全し将来にわたって持続可能な形で利用していく上で、取り入れていくべきものです。



人が手を入れながら維持されてきた
里山

2 基本的な姿勢

生物多様性の保全と持続可能な利用をめざした取組を進めるにあたっては、次の3つを基本的な姿勢とします。

(1) 暮らしと自然とののかかわりに着目する

滋賀においては、古くから人が自然の中に入り込み、自然に働きかけることによって維持されてきた二次的自然が豊富であり、生物多様性保全の観点からも注目されています。たとえば、里山において雑木林からキノコや山菜などの食材や薪炭などの燃料を採集する暮らしは、雑木林を生物多様性の豊かな二次林の状態に維持する働きを持っていたと言われていています。高度経済成長を経て私たちの生活様式が劇的に変わり、暮らしと自然との関係が希薄になりつつある中で、古くから培われてきた自然に対するまなざし、自然とののかかわり方の作法を学びながら、自然との関係を再構築する必

要があります。

再構築にあたっては、劇的な変化を経る前の情報が重要であると考えられます。高齢者の中には、自然を上手に利用し、生物多様性の豊かな状態に維持することに寄与する暮らしを今も続けておられる方もいるため、そうした暮らしの智慧の積極的な活用が求められます。そのためには、絵屏風づくりや今昔写真の比較などを通じて、湖国版「なつかしい未来」のイメージを醸成していくことも有効な手段です。

コラム

絵屏風づくり

住民のみなさんから昔の生活について聞き取り、絵図に仕上げる手法に取り組む滋賀県立大学助教の上田洋平先生。この手法は、聞き取りの過程で住民のみなさんに地域のことを考えてもらうきっかけとなるだけでなく、国境を越えた人々にも訴えかける力を持っています。

イタリア中部ペルージャで開催された第 15 回世界湖沼会議において設けられた、現地のトラジメノ湖の保全に携わる方々と滋賀県の市民団体の交流の場。約 60 年前の彦根の暮らしを表現した絵図に描かれた定置網の「エリ」を見た現地の漁業組合の方が、驚きの声をあげました。トラジメノ湖にも同じものがあるということです。この絵図を通して、遠く離れたイタリアと日本で、湖に支えられて暮らす者同士が一気に結びついた瞬間でした。

(2) 滋賀の地域特性を活かし、近隣府県も含めた広域的な視点をもつ

本県は県域がほぼ琵琶湖集水域と一致しており、行政的にも自然地形的にもひとつのまとまった地域単位をなしています。

県域内の生態系は、地形、気候、植生などの影響により地域によってさまざまな特徴を持ち、それに対応して暮らしや文化にも地域ごとの独自性が見られます。たとえば琵琶湖や河川の魚類の分布様式には魚種による地域性があり、それらを利用する食文化にも反映されています。こうした本県の地域特性を活かしながら、滋賀らしい生物多様性の保全や持続的な資源利用を進めていくことが重要です。

また、生物の移動・分布域は府県の境界を越えて広がっていることから、生物多様性の保全にあたっては、近隣府県も含めた広域的な視点も必要です。たとえば、本県に分布するツキノワグマは、岐阜県につながる「白山・奥美濃地域個体群」と、京都府につながる「北近畿東部地域個体群」があり、行政界を越えた個体群単位での保護管理が求められています。

さらには、本県の生物多様性のありようが、琵琶湖・淀川水系の下流域における生態系サービスに大きな影響を及ぼしうるため、下流域の人々とも生物多様性やその保全についての考え方や情報を共有しながら、連携した取組を展開することが重要です。

コラム

琵琶湖の漁師さんの考える生物多様性

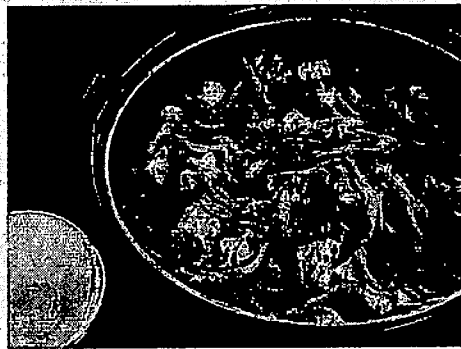
「琵琶湖には、すごい岩場で水深の深いところ、東岸の砂地、砂礫の遠浅の場所、湖西の山が切り立ち、すぐ 30m、40mに落ちる急傾斜がある。そんな中で、ここにしか棲めない、この場所が棲みやすいという魚が、いろいろ分布している。

同じ3月、4月の琵琶湖でも、湖北ではイサザがたくさん獲れて、じゅんじゅん（すき焼き）を食べる。湖西の安曇川地先ではウグイが川にドーンと上がって行く時期があって、鮒ずしの代わりにウグイずしを漬けとる。彦根の方では川に上がるハスが獲れて、ハスの塩焼きを置いとる店が彦根の駅前の商店街にあったね。琵琶湖の漁師といっても、おんなじ3月にイサザを専門に獲っとる漁師、ウグイを獲っとる、ハスを獲っとる。漁師達の多様性があった。それが狂ってきたと、僕は感じておるんです。今、琵琶湖の中で何がもてはやされてるって、ニゴロブナ、鮒寿司で、えび豆のエビで、ピワマスで。ホンモロコって貴重な魚になったんですね、食べたいわ、って。今じゃ4、5種類の魚の名前しか消費者の方から聞こえてこない。今3月にマキノの漁師に「どうや」って聞くとアユとフナばかりなんやあって。おんなじ時期に湖北の漁師に聞いても「フナ、エビ、・・・」って、おんなじ魚しか言えへんのですわ。そんなやから琵琶湖の生態系、生物の多様性っていうのが崩れたばっかりに、琵琶湖におった漁師の多様性まで、もちろんそのうしろにいてはる、食べてくれはる人たちの多様性も崩していったのかな。」

ワーキンググループに参加した漁師 Tさんより



イサザ



イサザのじゅんじゅん

(3) 多様な主体の参加により、生物多様性の理解を助け、保全のための行動を促す

生物多様性は、自然科学的意義から暮らしや文化にいたる幅広い分野に及び、その保全の取組にも法令・制度面、社会・経済面、地域に根差した活動など幅広い視点が必要なことから、多様な主体の参加とそれらの有機的な連携が必要です。

多くの県民にとって「生物多様性」という言葉自体、なじみが薄いと思われること

から、さまざまな機会を通じて、生物多様性について知る、気づく、または考える機会を設けることが重要です。

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する具体的な事例をわかりやすく示すことによって、暮らしの中で利用している生物多様性の恵みや、なにげない日常生活での行動が生物多様性にどのように影響しているかなど、県民の生物多様性への「気づき」を呼び起こし、身近な行動に結びつけていくよう啓発していくことが有効です。

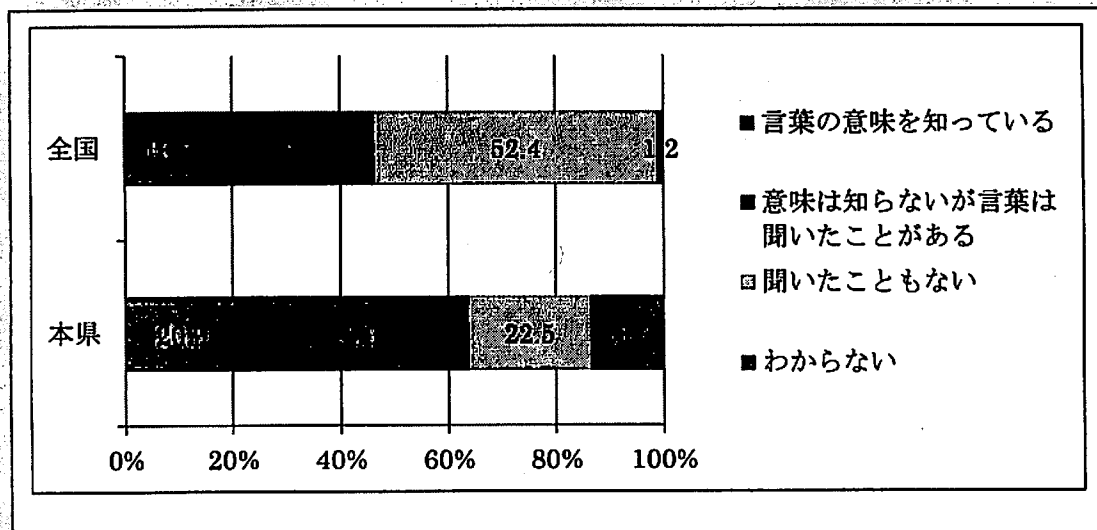
コラム

生物多様性の認知度（県政世論調査より）

平成 25 年（2013 年）6 月に実施した県政世論調査で、「生物多様性」の言葉の意味を知っているかを県民のみなさんにお聞きしたところ、「言葉の意味を知っている」と答えた人の割合が 20.9%、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」と答えた人の割合が 42.9%、「聞いたこともない」と答えた人の割合が 22.5% でした。

一方、平成 26 年（2014 年）に実施された国の「世論調査」では、同様の質問に対し「言葉の意味を知っている」と答えた人の割合が 16.7%、「意味は知らないが言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合が 29.7%、「聞いたこともない」と答えた人の割合が 52.4%となっており、「言葉の意味を知っている」「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」と答えた人の割合はともに本県の割合が全国の割合を上回っており、「生物多様性」に対する理解が進んでいることがうかがわれます。

また、県が生物多様性のために取り組むべきこと（複数回答）では、「県民や事業者が自然環境の保全活動をしやすい環境を作る」が 44.7%で最も高く、以下、「緑地保全などに関する義務付けや、開発などの規制に関する施策を実施する」（34.4%）、「公園や緑地の整備など、自然環境を保全する施策を県が直接実施する」（33.4%）と続いています。



第3章 目標、計画期間および対象区域

1 目標

本県の生物多様性が目指す姿を共有し、取組を着実に推進するため、以下のとおり長期目標および短期目標を設定します。

(1) 長期目標 平成 62 年 (2050 年)

滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人々が共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。

滋賀では、かつては豊かな自然の中で、それにかかわる人々がさまざまな工夫をしながら生態系サービスをうまく利用し、多様な暮らしや文化を育んできました。

しかし、本県でも生物多様性の危機が進行するとともに、自然と人との関係が希薄化し、このまま進むと生態系サービスを持続的に享受することが困難となるおそれがあります。このため、さまざまな危機に直面し、損失や劣化が進む滋賀県の生物多様性を回復させる取り組みを進める必要があります。

さらに、自然を活用した営みを続けている生業者や自然の素材を活かした伝統技術の継承者から、自然へのまなざしやかかわりの智慧と作法を学びながら、滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を継承・発展させていくことにより、生きものと人々とが共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開していく社会の実現をめざします。

(2) 短期目標 平成 32 年 (2020 年)

<短期目標Ⅰ>

生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。

野生生物の個体数の「増えすぎ」や「減りすぎ」といった自然界のバランスの崩れや、生息・生育環境の劣化・分断・消失などの生物多様性の危機に対して、それらを食い止めることをめざします。

<短期目標Ⅱ>

社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。

生物多様性がもたらすさまざまな「生態系サービス」を有効な資源とし、地域の中でさまざまな形で持続的に利用するとともに、社会経済活動の中に生物多様性への配慮が組み込まれることをめざします。

＜短期目標Ⅲ＞

生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広がっている。

私たちの暮らしが生物多様性のさまざまな恵みに支えられて成り立っていることは、いまだ十分に認識されていないことから、生物多様性が直面する危機を分かりやすく示し、理解を深め、生物多様性に配慮した行動が広まることをめざします。

2 計画期間および対象区域

（１）計画期間

本戦略の計画期間は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に合わせて、次のとおりとします。

- ・長期目標 は、平成 62 年（2050 年）頃の将来像を視野に入れたものとします。
- ・短期目標は、平成 32 年度（2020 年度）までの 6 年間とします。

なお、計画期間中における社会経済情勢の変化などにより、対応が必要となった場合には、適宜、本戦略を見直すこととします。

（２）対象区域

本戦略の対象区域は、滋賀県全域とします。

第4章 行動計画

平成32年(2020年)に短期目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの達成を目指すため、以下のように、
(1) 生物多様性の危機に対する取組、(2) 生態系サービスの持続可能な利用の取組、(3) 生物多様性に対する理解と行動の促進、の3つの取組を推進します。
なお、目標と行動計画の体系は表1のとおりです。

表1 目標と行動計画の体系

＜長期目標＞ 滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人との共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。
(短期目標Ⅰ) 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。
(行動計画) 1 生物多様性の危機に対する取組を進めます (1) 生物との適切な関係を構築します ① 野生生物の保護(主として「減りすぎ」への対策)を進めます ② 外来種を含む野生生物の管理(主として「増えすぎ」への対策)を進めます ③ 飼養・栽培生物との適切な関係を構築します (2) 生息・生育環境を改善します ① 生息・生育地を保全・復元し、連続性を回復します ② 生息・生育環境に対する影響を低減します
(短期目標Ⅱ) 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。
(行動計画) 2 生態系サービスの持続可能な利用に取り組みます (1) 地域資源を活用し、地産地消を推進します (2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組をすすめます
(短期目標Ⅲ) 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広がっている。
(行動計画) 3 生物多様性に対する理解と行動を促進します (1) 県民の理解を促すための取組を進めます (2) 人材を育成し、ネットワークを構築します (3) 情報・知識の収集・分析と統合を進めます

1 生物多様性の危機に対する取組

(1) 生物との適切な関係の構築

- ① 野生生物の保護(主として「減りすぎ」への対策)

A 本県では「生きもの総合調査」を実施し、その結果を平成12年（2000年）以来、「滋賀県レッドデータブック」として5年ごとに公表しています。また、ラムサール条約登録湿地でもある琵琶湖においては、ガンカモ類の冬季の生息個体数の調査を毎年継続しています。今後もこのような取組により、野生生物の生息・生育の現況を継続的に把握していきます。

コラム

滋賀県レッドデータブック「滋賀県で大切にすべき野生生物」

「レッドデータブック」とは、絶滅のおそれに基づきカテゴリー評価した野生生物の解説書です。わが国では、環境省が平成3年（1991年）に発行したのが最初で、現在は第4版が発行されつつあります。野生生物の置かれた状況は地方によって異なっていることから、都道府県等でも地方版のレッドデータブックが相次いで出版されるようになりました。

滋賀県では、平成12年度（2000年度）に初版が発行され、以後5年ごとに発行されています。版を重ねるごとに掲載種が増加していますが、これは絶滅のおそれが高まりつつある傾向と、評価する対象の生物グループが拡大していることの両方を反映した結果です。

滋賀県では、琵琶湖水系の固有種や、この地を分布の北限、南限とする種が少なくないことから、県版レッドデータブックで「分布上重要種」というカテゴリーを設けている点で独自性があります。また、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」では、レッドデータブックの上位3カテゴリー（絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種）に評価された種を「希少野生動植物種」としています。



B 本県では「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づいて「希少野生動植物種」を定めています。このうち特に保護の必要のあるものを「指定希少野生動植物種」に指定し、野生個体の捕獲・採取等を禁止しており、今後も指定対象を拡大していきます。また、「希少野生動植物種」については、必要に応じて保護増殖計画を策定し、個体の繁殖の促進や生息・生育地の整

備等による保護増殖を図るとともに、多様な主体による保全の取組を支援します。



指定希少野生動植物種：左からクマガイソウ、サンカノゴイ、ナゴヤダルマガエル。

- C 県内には、「文化財保護法」に基づく「天然記念物」や、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」に指定された貴重な野生生物が生息・生育しており、それらの保護を積極的に推進します。特にイヌワシ・クマタカについては、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」に基づき、開発事業等により生息・繁殖が阻害されないよう、事業者に対して配慮を求めています。
- D 本県に分布するツキノワグマには、「白山・奥美濃地域個体群」と「北近畿東部地域個体群」があり、「滋賀県レッドデータブック2010年版」で希少種に位置づけられていることから、生息数の安定的な維持を図るとともに、人身被害の回避や林業被害の減少などを目的として、「第一種特定鳥獣保護計画」に基づく順応的管理を継続していきます。
- E 本県では、傷病鳥獣の野生復帰と生物多様性保全の観点から、減少が危惧される野生鳥獣を対象とした傷病野生鳥獣救護事業を実施しており、それらにより蓄積されたデータを分析し、保護管理対策の検討に活用します。
- F 琵琶湖の水産資源として重要なアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、セタシジミ等は、資源量の年変動や過去からの減少が著しい状況にあります。このため、漁場の多面的機能を発揮するためのさまざまな事業を実施するとともに、遺伝的多様性の維持に配慮した種苗の生産・放流などによる保護増殖に取り組み、適正な資源管理を図ります。

- G 野鳥における鳥インフルエンザの蔓延を防ぐために、死亡野鳥のウィルス保有状況調査、冬季の水鳥の糞便調査など鳥インフルエンザの監視を継続的に実施します。

② 外来種を含む野生生物の管理（主として「増えすぎ」への対策）

- A 県内に生息・生育する外来種について、侵入・定着の状況と被害の程度に応じてカテゴリ分けをした「滋賀県外来種リスト」を作成するとともに、情報を更新・蓄積しながら、優先度に応じた対策の推進に活用します。また、種ごとの性質や対策のポイントなどについて、わかりやすい資料を作成し、これらを活用した普及啓発を積極的行います。
- B 県内において生態系、農林水産業、生活への被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある侵略的外来種に対しては、県民、NPO 等の活動団体、事業者、市町、土地の所有者および管理者など多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図ります。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく「特定外来生物」に対しては、市町と連携しながら防除計画に基づき適正な防除を推進します。また、「特定外来生物」に指定されていない種については、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に規定する「指定外来種」に指定し、流通・飼育の適正化などにより、野外への放出の防止を図ります。



特定外来生物。左からオオキンケイギク、ヌートリア、ブルーギル



指定外来種。左からワニガメ、タイリクバラタナゴ、オヤニラミ

- C 琵琶湖をはじめとする県内の水域で分布を広げているオオクチバスやブルーギルなどの侵略的外来魚に対しては、捕獲と繁殖抑制を積極的に進めます。また、釣り人の皆さんには、釣った魚を再放流（リリース）せずに回収する「琵琶湖ルール」の遵守を求めます。これらの取組によって生息量を縮減させ、生態的影響や漁業被害の低減を図ります。
- D 琵琶湖の南湖においてしばしば大增殖するコカナダモ等の沈水植物については、航路確保や悪臭防止のための表層刈取りや、湖流の回復を図り、繁茂抑制に効果的な根こそぎ除去などを進めます。また、湖岸沿いに侵入・拡大したオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウなどの侵略的外来水生植物については、「琵琶湖外来水生植物対策協議会」の構成員の連携・協力による戦略的防除を積極的に進め、その根絶をめざします。

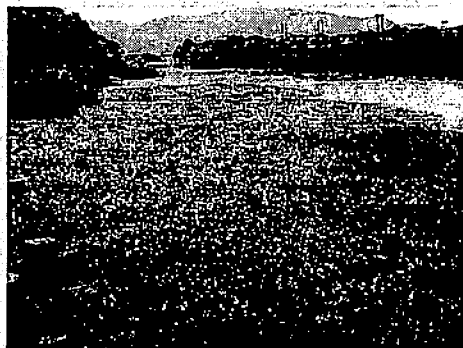
コラム

琵琶湖で猛威を振るうオオバナミズキンバイ

琵琶湖のオオバナミズキンバイは、赤野井湾で平成21年（2009年）に初めて確認された後、毎年生育面積を拡大させ、平成25年度（2013年度）には約18,000㎡の駆除を実施したにも関わらず、生育面積は64,880㎡に達しました。

県では環境保全団体や関係市等と連携して防除に取り組むため、「琵琶湖外来水生植物対策協議会」を平成26年（2014年）3月に設置し、平成26年度（2014年度）から、徹底的な防除活動を展開しています。

平成26年度（2014年度）には、国交付金を活用して刈取り船や建設機械等を活用した大規模な駆除のほか、ボランティア団体等による駆除活動に対する資材の貸出しや市民向け防除マニュアルを作成するなど地域住民の自主的な防除活動を支援していますが、今後も継続的な防除を実施する必要性があり、早期防除の重要性が改めて認識されています。



オオバナミズキンバイの群落



建設機械を用いた駆除

E ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣の生息数の増加や分布域の拡大により、農林業被害、生活被害、生態系被害が顕著になっています。このため「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、必要に応じて有害鳥獣捕獲や個体数調整を進めながら、適正な個体数管理と被害の低減に努めます。特に広域的観点からの管理が必要なニホンジカとカワウについては、関西広域連合広域環境保全局と連携した取組を展開します。また、生息域の拡大や被害の増大が危惧されるアライグマ、ハクビシン、ヌートリアなどの外来野生鳥獣については、防除計画を策定し、積極的な捕獲による被害の低減に努めます。

F 狩猟は、野生鳥獣による被害を低減させる個体数管理において中核的な役割を担っていますが、狩猟者の減少や高齢化により、その役割を維持することが難しくなっています。このため、狩猟展などによりその魅力を発信するとともに、技術の向上や狩猟免許を受けやすい環境の整備などに努め、狩猟者の育成・確保を図ります。また、野生鳥獣による被害地域に「被害防除推進員」を配置し、指導・助言や普及啓発を行うとともに、集落ぐるみによる被害対策の支援など効果的な被害対策を推進します。

G ニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ノウサギ等は、林業用の苗木への食害や樹木に対する剥皮などの被害を及ぼすことがあるため、効果的な被害防止対策を進めます。特にニホンジカについては、下層植生の衰退・消滅による森林土壌の劣化が進行する地域も見られることから、被害状況の把握や森林の公益的機能への影響評価を行うとともに、被害の予防や生態系の維持・回復のための対策を進めます。また、松枯れやナラ枯れなど、特定の樹種に対する病虫害による被害対策を推進します。



ニホンジカの食害による倒木(御池岳)

③ 飼養・栽培生物との適切な関係の構築

A 動植物を愛がんや観賞を目的に飼養・栽培することは、私たちの生活に潤いを与えてくれます。その一方で、飼養・栽培されていた動植物の意図的な放

棄や非意図的な逸出・散逸が、野外で確認される多くの外来種の侵入経路となることが指摘されています。このため、動植物を飼養・栽培する際の適切な心構えや方法について普及啓発を行います。

- B 愛がん動物（ペット）を飼養する際には、逃がさないようにすること、管理ができないほどに増えすぎないようにすること、最後まで飼うことを心がけることが大切です。身近なペットであるイヌ・ネコについては不妊去勢手術を施し、名札等により所有者を明示するとともに、終生飼養を行い、特にネコの場合は屋内飼養とするなど、適切な飼養方法について普及啓発します。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある「特定動物」の飼養にあたっては、逃げ出しのできない構造や強度を有する施設とし、その点検を定期的に行うとともに、マイクロチップ等による個体識別措置を施すなど、適切な管理を徹底するよう啓発を行います。

（２）生息・生育環境の改善

① 生息・生育地の保全・復元と連続性の回復

- A 県内には、琵琶湖、鈴鹿の二つの国立公園、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の三つの県立自然公園や、ヨシ群落保全区域があり、優れた景観が見られるとともに、野生生物の生息・生育環境としても重要です。このため、これらの適切な利用と管理を進めるとともに、環境条件が悪化している地域に対しては、自然再生や生態系の維持・回復を行います。
- B 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく「希少野生動植物種」の生息・生育地として重要な場所については、「生息・生育地保護区」に指定しており、今後も指定箇所を拡大していくとともに、指定した生息・生育地保護区について、個体の生息・生育のため確保すべき条件と環境管理の指針を定め、適切な管理を進めます。また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」については、更新や新規指定を行い、野生生物の生息・生育環境の保全に努めます。
- C 本県の生物多様性の保全を図るためには、生息・生育環境を一体的に保全することが重要であり、開発等にあたっての配慮や保全活動の参考情報として活用するため、野生生物の種に着目した従来の「滋賀県レッドデータブック」

に加え、生態系に着目したレッドデータブックを策定・発行します。

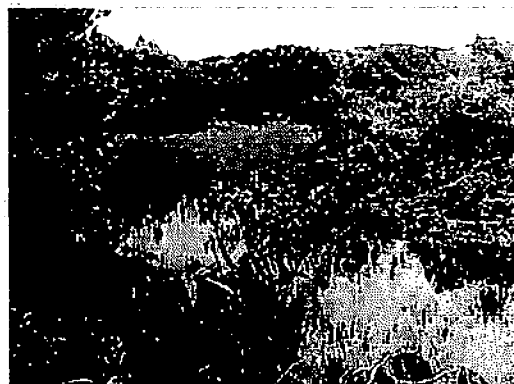
コラム

生息・生育地保護区の指定

絶滅のおそがある希少野生動植物種の保護のために重要な区域を、『生息・生育地保護区』として、平成 26 年度（2014 年度）末現在、県内で 10 箇所指定しています。

『生息・生育地保護区』では、希少野生動植物種の生息・生育に影響がある開発行為を規制しています。今後も『生息・生育地保護区』の指定を進めていきたいと考えています。

- 「地蔵川ハリヨ生息地保護区」（米原市）
- 「山門湿原ミツガシワ等生育地保護区」（長浜市）
- 「油日サギスゲ等生息・生育地保護区」（甲賀市）
- 「布施溜・新溜水生植物生育地保護区」（東近江市）
- 「瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区」（甲賀市）
- 「佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生育地保護区」（多賀町）
- 「甲津畑町セツブンソウ生育地保護区」（東近江市）
- 「醒井養鱒場サルオガセ類生息地保護区」（米原市）
- 「佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区」（近江八幡市）
- 「新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区」（彦根市）



D 県内の河川については、志賀・大津、信楽・大津、甲賀・湖南、東近江、湖東、湖北、湖西の 7 圏域を対象とした河川整備計画に基づき、多様な生物が生息・生育する環境の確保に努めます。また、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）に配慮するよう努めます。

E 本県の野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化を推進するため、平成 21 年（2009 年）に策定した「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」に基づき、県が行う事業等において積極的に取り組むとともに、多様な主体の参加・協力を求め、本構想の推進を図ります。

F 県域面積の約半分を占める森林は、琵琶湖の水源であることをはじめとして

多様な生態系サービスの供給源として重要なことから、「琵琶湖森林づくり条例」および「滋賀県水源森林地域保全条例」（県議会平成27年2月定例会議提案予定）に基づき、水源林の土地取引の事前把握や、巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全など森林を健全な姿で次代に引き継ぐための取組を積極的に行います。また、県内の森林の約4割を占める人工林については、間伐等による適正な管理を今後も進めていきます。

コラム

巨樹・巨木の森の保全

滋賀県北部の安曇川、高時川、杉野川の源流では、自然と共生する暮らしや文化とともに多くのトチノキの巨木が残されてきました。これらは地域の貴重な自然遺産であり、文化遺産でもあります。

近年銘木としてのトチノキの需要が高まり、県内でもトチノキの巨木が売却・伐採される事例が発生しました。

このような事例を受けて、県では琵琶湖森林づくり県民税を活用した「巨樹・巨木の森整備事業」の制度が誕生しました。現在県内の2地域で地元を主体とする保全団体が設立され、当事業の実施等によってトチノキなどの巨木の保全活動を進めています。その結果、滋賀県には多くのトチノキの巨木があることが明らかになり、西日本では最大規模であると考えられます。

また、巨樹・巨木の森を始めとした自然環境を残すためには、自然から得られる恵み（生態系サービス）によって育まれた文化を継承することが重要です。それらを併せて保全していく試みも始まっています。



高時川源流のトチノキ巨木

- G 水田等の持つ生物多様性保全や景観形成の機能に注目し、魚類の産卵・成育場所として機能させる「魚のゆりかご水田」など、豊かな生きものを育む水田づくりの取組を推進します。
- H 市町による里山整備や県民参加による里山づくりの取組を支援するとともに、農村地域の活性化に役立てるため、伝統的農業施設や棚田等の美しい農村景観等の保全・復元を行う取組に対して支援します。
- I ヨシ群落や湖岸林は、魚類や鳥類などの野生生物の生息・生育環境として、また景観の観点としても重要なことから、適正に保護・管理します。また、

浅い沿岸水域に生育するハスなどの水生植物群落は、湖流への影響を考慮した保全・管理を行います。早崎内湖再生事業については、内湖ビオトープ再生の取組として、順応的管理の手法を取り入れながら継続的に推進します。

- J 琵琶湖の環境モニタリングにおいては、水質やプランクトン組成、深底部を含む底質環境等に関する定点調査が長年にわたって継続されており、プランクトンの種構成の変化など長期的な変遷が明らかにされています。一方、流入負荷削減により多くの水質項目が改善されているにもかかわらず、十分な生態系の回復につながっていないなどの課題もあります。このため、琵琶湖の環境モニタリングを継続して実施するとともに、新たな水質評価指標を導入することなどにより、水環境の変化を把握していきます。

② 生息・生育環境に対する影響の低減

- A 私たちの生活や経済産業活動は、野生生物の生息・生育環境に対してさまざまな負荷を与えています。特に、ほぼ全域が琵琶湖の集水域となる本県では、人間活動を経た排水による琵琶湖等への水環境への影響が懸念されています。このため、各種排水の環境負荷を低減させるための取組を継続して実施します。
- B 国土利用計画による土地利用の計画的調整においては、生物多様性の保全と持続可能な利用への配慮を行うことが重要です。事業活動や公共事業における工事、法面緑化、植栽などに際しては、生物環境への影響の低減を図るとともに、必要に応じて代償措置等の検討が図られるよう環境アセスメント制度や生物環境アドバイザー制度を適正に運用します。また、植生の導入等を行う場合には、在来でない生物の利用が生態的影響を及ぼすことにも考慮し、適切な配慮に努めます。
- C 地球規模の気候変動は、生物多様性の脅威の一つとしても位置づけられており、本県における低炭素社会の実現をめざす取組は、生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用の観点からも重要です。このため、低炭素化のための技術開発やさまざまな活動の支援、環境負荷の低減を目指す事業の推進、地球温暖化の影響への適応策の検討などに取り組みます。

2 生態系サービスの持続可能な利用の取組

(1) 地域資源の活用、地産地消の推進

- A 生物多様性を保全し、持続可能な利用を続けていくには、地域の特産品、自然環境、歴史・文化遺産などさまざまな資源の魅力を高め、それらについての理解を深めることが重要です。このため、「滋賀・びわ湖ブランド」による地域ブランド戦略の取組を推進します。

コラム

ココクール マザーレイク・セレクション (Kokocool MOTHER LAKE SELECTION)

「ココクール」という言葉は、「湖国」と「かっこいい」「素敵な」という意味の「クール」という言葉を掛け合わせたものです。

琵琶湖をはじめとする豊かな自然に恵まれた本県は、魅力的なモノやコトに溢れています。県では、そんな滋賀ならではの資源や素材を生かし、心の豊かさや上質な暮らしぶりといった滋賀らしい価値観を持つクールな商品やサービスを選びすぐって「ココクール マザーレイク セレクション」として発表しています。2014年までに計30件の商品やサービスが選ばれています。

「ココクール マザーレイク セレクション」の詳細やこれまでに選ばれた商品・サービスなどは、下記のホームページに詳しく載せています。

<http://www.shigaplaza.or.jp/selection/>

- B 優れた文化的景観は、地域の自然的特性を背景として、人々が自然に根ざした暮らしや生業を営むことによって形成されてきたものであり、生物多様性とその持続可能な利用を反映したものと考えられます。このため、重要な文化的景観に選定された地域においては、その保存と活用を積極的に推進します。
- C 伝統的な工芸品は、長い歴史の中で培われ、地域の人々の生活と密着しながら受け継がれてきたものであり、原材料や製造過程に使用する道具類などには、地域の生物資源に依存したものもあります。これらを伝承し、振興させていくことは、生物多様性の保全や持続可能な利用に適うものであることから、積極的な利活用を図ります。

- D 本県には優れた自然素材が豊富であるとともに、自然と人々が調和した暮らしや生業が営まれており、それらを活かした観光やエコツーリズムが注目さ



水郷めぐり

れています。これらは、生物多様性の保全や持続可能な利用を促進するとともに、意識の醸成や啓発につながることから、その育成・振興を図ります。

- E 「琵琶湖ルール」は、琵琶湖のレジャー活動における環境負荷の低減を図るため、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用や航行規制水域における航行を禁止するものです。このようなルールをより定着・推進させることにより、琵琶湖のレジャー活動の適正化を図ります。

コラム

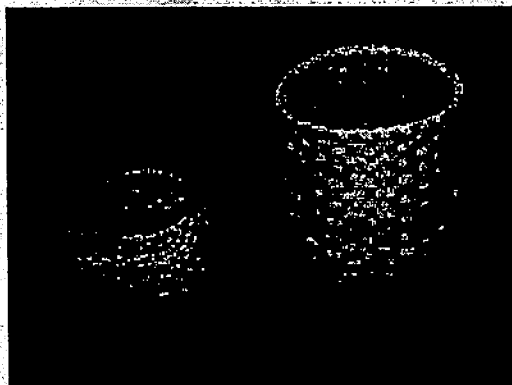
余呉町に伝えられてきた「小原かご」

今から800年ほど前、白子王子と呼ばれる高貴な方が現在の長浜市余呉町小原に來られ、地元の人々に木を使って籠を作ることを教えたそうです。今でも小原には、御所ヶ平、君ヶ谷など都とのゆかりをうかがわせる地名が残っています。また、余呉町にある菅山寺の境内には、白子王子とその母上である陰明門院のお墓が今も残されています。籠といえば竹や蓐を使う地域が多いのですが、小原かごはイタヤカエデなどカエデ科の木を使うのが特徴です。あまり太くないイタヤカエデの幹を山から採取し、木製のくさびで割っていきます。これを年輪に沿って薄く剥いていき、できた材料を使って編んでいきます。

この籠づくりの技術は、家族の長男にしか伝えられなかったとのことで、あまり多くの人に伝えようと、技術が変わっていくと考えられたようです。現在、小原かごの技術をただ一人受け継いでおられるのが、太々野翫（※ 功の右は「力」ではなく「刀」）さんです。太々野さんのお話によると、籠づくりに使うイタヤカエデの木は、岩の上に土が1メートルほど溜まっていたところに生えており、フジなどの蔓が絡んでいるものが材料として最も良く、「人間と同じで、苦労した木がええんや」とのこと。

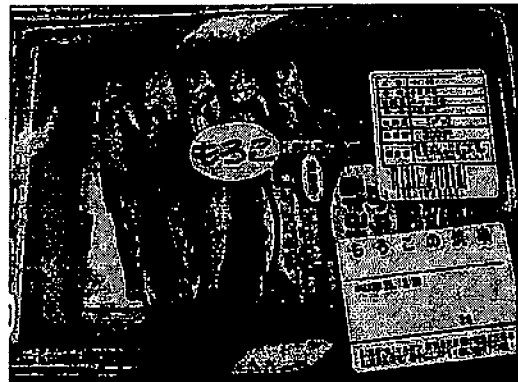
こうして作られた籠には、桑摘みや茶摘みに使うツボカゴ、鮒を入れるナタカゴ、釣り銭を入れるゼニカゴ、配りものをするときに使うデサゲカゴ、豆などを入れるマメカゴ、幼児を入れておく育児用のフゴなどがあります。

太々野さんは、この貴重な籠づくりの技術を後生に伝えようと、平成21年に「小原かごを復活させる会」を立ち上げ、籠づくり教室を開催されています。また、平成23年度に公益社団法人 国土緑化推進機構が選定する「森の名手・名人」に選ばれ、高校生たちによる「聞き書き甲子園」に協力されています。



F 人工林を適切に維持管理し、そこで生産された木材を利用することは、生物多様性の持続可能な利用にとって重要です。このため、間伐材の搬出や有効利用などの活動に対して支援を行うとともに、低層の公共建築物の木造化や環境こだわり住宅等の推進、木製品の利用促進など、県産材をはじめとする森林資源の積極的な利用を進めます。

G 農畜産物や水産物の地産地消は、地域において身近な生物資源を扱う農畜産業や水産業を支援するとともに、輸送や保存のためのエネルギー資源の節約により環境への負荷を減らすことのできる取組として有効なことから、その積極的な推進を図ります。また、農畜産物の伝統的な在来品種の保存と活用にも努め



道の駅で販売される水産物

るとともに、遺伝子組み換え技術を利用して育成された種苗等を使用した作物の栽培については、「遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針」に基づき、慎重な指導を行います。

H 家畜排せつ物の堆肥としての有効利用や琵琶湖で除去される水草を堆肥化する技術の開発等が試みられており、農畜産業に関連した地域資源の有効活用として重要であり、その推進を図ります。

I 植物由来の木質系バイオマスは、地域資源を活かした再生可能エネルギー資源として注目されており、循環型社会をめざす上で、また地産地消の取組としても重要であることから、導入を積極的に推進します。

(2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

A 生産過程における環境負荷の積極的低減を認証する「環境こだわり農産物」の認証制度や、適正に管理された森林から産出された木材などに認証マークをつける森林認証制度等は、消費者に安全・安心な農林産物を供給するとともに、私たちの生活が生物多様性に支えられていることについての理解促進につながることから、今後も積極的に推進されるよう啓発を行います。

コラム

金勝生産森林組合による森林認証取得

森林認証制度は、適正に管理された森林から生産される木材等を生産・流通・加工工程でロゴ・マークを付すなどして管理し、市民・消費者に届ける制度です。

栗東市の金勝生産森林組合は、平成23年8月に「緑の循環」推進会議（SGEC）の森林認証を滋賀県で初めて取得しました。SGEC森林認証制度は、わが国独自の森林認証制度で、「認証対象森林の明示およびその管理方針の確定」（基準1）、

「生物多様性の保全」（基準2）、「土壌および水資源の保全と維持」（基準3）など7つの基準について、第三者としての認証機関が審査・認証を行うものです。

金勝生産森林組合では、以前から除間伐、枝打ちなどの保育・管理を精力的に行い、環境に配慮した森林づくりにも取り組んできましたが、認証取得を契機に、組合員や役職員が植生調査やモニタリングなどにも積極的に取り組んでいることが評価されたものです。



審査の状況

B 多様な主体の参加・協働による生物多様性の保全や持続可能な利用に関する優れた活動を顕彰する制度は、生物多様性を社会に浸透させ、多様な主体による保全活動を促進するうえで有効なことから、引き続き推進します。

C 生物多様性の価値を高める活動などに経済的な評価を与えるルールを作るとは、保全のための資金確保を可能にしていくなど、社会経済活動と生物多様性の保全の両立を図るために有効です。このため、企業等による生物多様性保全活動を評価・認証する制度や、環境に配慮した農林産物などを流通・利用させる仕組みなどについて検討します。

コラム

しが生物多様性大賞

滋賀県と滋賀経済同友会は、滋賀県内で行われている生物多様性に関する優れた活動を表彰する「しが生物多様性大賞」を平成 25 年度（2013 年度）に創設しました。この取組は、企業と NPO・地域・行政・学校等の協働による生物多様性の優れた活動を表彰することで、生物多様性の視点が社会の各主体に取り入れられ、連携の輪が広がることを目的としています。

初年度となる平成 25 年度（2013 年度）には、大賞 3 件、特別賞 1 件が、平成 26 年度（2014 年度）には大賞 2 件が選ばれました。こうした取組が、生物多様性保全のための活動を継続する力となることが期待されます。



平成 26 年度受賞者

3 生物多様性に対する理解と行動の促進

(1) 県民の理解を促すための取組

- A 滋賀県では、小学校課程における「びわ湖フローティングスクール」、森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業など、独自の野外体験型の環境学習を実施しており、今後も生物多様性の理解を促すプログラムを継続・発展させます。また、農業、森林・林業、水産業などの分野における自然体験型の環境学習プログラムは、生物多様性に関する理解を広めるうえで有効であることから、今後も積極的に推進します。



「やまのこ」事業

- B 小学校から高等学校の課程を通じて用いられる琵琶湖をテーマにした環境教育副読本は、生物多様性の理解を促す優れた教材であることから、今後も積極的に活用します。また、エコ・スクールや環境教育モデル校など、環境教育を推進するための学校指定の制度により、地域住民と連携しながら多様な活動に取り組むとともに、これらの実践事例を紹介することにより、環境教育の取組を充実させます。

環境学習読本



あおいびわ湖（小学校編） あおい琵琶湖（中学校編） 琵琶湖と自然（高等学校編）

- C ユネスコが提唱するESD（持続可能な開発のための教育）は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する教育や啓発のためにも有効なことから、行政、NPO、学校教育機関、企業・事業者等の多様な関係者の連携により、学校教育はもろろん、就学前の幼児期や生涯学習の場など、あらゆる世代に向けて、ESD

の理念を反映した環境学習を推進します。

D 博物館施設等は、常設展示や期間限定の展示会だけでなく、観察会・見学会等の参加型イベントを通じて、生物多様性に関する県民の理解を積極的かつ効果的に促す施設としてきわめて有効であり、その充実を図ります。特にリニューアルを計画中の琵琶湖博物館においては、展示や交流空間の再構築を行い、わかりやすい情報の受発信機能を高めるなど、生物多様性に関する普及啓発を促進する内容を展開します。

(2) 人材育成とネットワークの構築

A 将来にわたって本県の生物多様性を引き継いでいくには、生物多様性に関する豊富な知識や経験を有し、適切に理解・行動できる人材が必要です。このため、学校教育課程による環境教育等に加えて、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援する「こどもエコクラブ」や将来の環境リーダー育成のために子どもたちを国際的な交流の場などに参加させる「びわっこ大使」事業などを通じて、このような人材の発掘や育成を図ります。特に若い世代に生物多様性の重要性を伝えることができる指導的立場としての人材を計画的に養成し、適材適所に配置するよう努めます。

コラム

びわっこ大使

県では、県内の小学校5年生・6年生のみなさんを「びわっこ大使」として募集しています。

「びわっこ大使」に選ばれた子どもたちは、事前学習会で湖北野鳥センター、沖島、西の湖、朽木、針江、琵琶湖博物館を訪れ、地元の人から話を聞いたり、体験活動をしながら、琵琶湖の自然や歴史や生活について学びます。

その後、海外や国内で開催される会議などに派遣され、現地の子どもたちと交流するとともに、びわ湖の素晴らしさを伝えていきます。また、海外や県外で学んだことを滋賀県の多くの人に伝えるという役割も担っています。

これまでに、韓国で開催された第10回ラムサール条約締約国会議、中国で開催された第13回世界湖沼会議、タイで開催されたESDのためのKODOMOラムサール国際湿地交流に派遣され、また、国内で開催されたKODOMOラムサールなどにも参加しています。

こういった体験を通じて、子どもたちが次代の環境保全活動を担ってくれることを願っています。



タイで発表するびわっこ大使

- B 生物多様性の保全のための取組を効果的に進めていくには、県民、NPO等の団体、事業者、研究機関、行政など多様な主体が、その特性を活かした役割を担い、協働できるネットワークを構築することが必要です。このため、平成26年度（2014年度）に設置した生物多様性保全活動支援センターによる連携・協力のあっせん、専門家の紹介や必要な情報提供などを推進するとともに、マザーレイクフォーラムなどの場を通じ、多様な活動主体による連携・交流を図ります。
- C 琵琶湖を取り巻く地域ではさまざまな生物多様性の保全に向けた活動が行われていますが、生物多様性に関する課題解決のため、地域間の積極的な交流・連携を図ります。また、高齢者の体験・記憶は生物多様性保全の目標となり、若年層は将来の保全の担い手となるため、さまざまな機会を通じて世代間の交流を図ります。

（３） 情報・知識の収集・分析と統合

- A 琵琶湖環境研究推進機構に参画する試験研究機関や、県内の大学・大学附属研究機関など、さまざまな研究主体が連携をとりながら、滋賀における生物多様性に関連した研究調査活動を推進しています。今後も、政策課題研究をはじめとする試験研究を展開し、滋賀の地にふさわしい生物多様性の保全と持続可能な利用について探求を深めます。
- B 生物の生息・生育環境や「食う・食われる」の関係を通した「つながり」に着目し、総合的視点から在来水生生物、特に魚類・貝類の減少要因の解明など、生物多様性の復活に向けたプロジェクト研究を積極的に推進します。
- C 県の各部局によるさまざまな事業が生物多様性に関連していることから、事業を遂行する上で得られる生物多様性に関連した情報を体系的に収集・蓄積することにより、生物多様性の経時的変遷や現状の把握に努めます。
- D 試験研究機関や博物館施設等における生物多様性に関連した基礎的研究調査を推進するとともに、得られた結果を公表し、積極的に普及啓発に努めます。

第5章 戦略の着実な推進

1 主体ごとの役割

(1) 県の役割

県は、生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策を推進するとともに、多様な主体による活動の支援を行います。また、その効果的な推進のため、庁内における関連部局の連携を強化するとともに、平成26年度（2014年度）に設置した生物多様性保全活動支援センターにより生物多様性に関する情報の一元的な収集・活用を図ります。

(2) 市町の役割

市町には、地域住民に近い基礎自治体として、地域の自然的・社会的条件に対応した生物多様性地域戦略の策定やこれに基づく施策の展開を図るとともに、自治会等地域コミュニティによる活動への支援を行うことが期待されます。

(3) 県民の役割

県民には、生物多様性が日常の生活に密接に関わっていることについて理解を深め、暮らしの中で生物多様性の保全や持続可能な利用に沿って行動するとともに、各種の保全活動に参加することが期待されます。

(4) NPO等の団体の役割

NPO等の団体には、地域特性に応じた保全や調査活動の主体として、また、地域の環境学習等におけるアドバイザーとしての役割が期待されます。

(5) 事業者の役割

事業者には、企業活動における環境負荷の低減の推進、社会貢献活動（CSR）の一環としての保全活動の実施、地域活動への参加やその支援などが期待されます。

(6) 教育・研究機関の役割

学校等教育機関には、環境教育や身近な体験学習を通じ、県民が幼少時から生物多様性の理解を深めるよう促すための取組が期待されます。また、大学・博物館等の研究機関には、生物多様性の保全に役立つ実態解明のための研究調査や、持続可能な利用に役立つ応用的研究・技術開発が期待されます。

2 多様な主体の連携

2 多様な主体の連携

県は、生物多様性保全活動支援センター、琵琶湖博物館環境学習センターなどの拠点を活用し、情報提供や助言などの支援を行うことによって、多様な主体間の連携を支援します。

また、「生物多様性自治体ネットワーク」に参加する全国の地方自治体や国との情報共有や連携・協力により、効果的な施策の展開を図ります。

3 戦略の推進と評価

県庁内に関連部局で構成される「(仮称)生物多様性しが戦略連絡会議」を設置し、情報共有と横断的な連携・協力を図りながら生物多様性の保全と持続可能な利用のための施策を推進します。

また、本戦略の計画期間は平成 32 年（2020 年）までの 6 年間であることから、その中間点となる平成 29 年（2017 年）に推進状況を点検し、行動計画における数値目標（表 2）を用いて総合的に評価を行います。

併せて、この戦略の推進のため、滋賀県環境審議会および本戦略策定にあたり協力いただいたワーキンググループの構成員や専門家会議の委員などで構成される組織を設置し、生物多様性関連施策に関する助言や、推進状況についての評価を求めます。

表2 行動計画における数値目標一覧

1 生物多様性の危機に対する取組

(1) 生物との適切な関係の構築

番号	指標名	単位	現状 (年度)	目標値 (年度)
1	滋賀県レッドデータブックの公表	—	5年毎に更新・公表 (H12 年度作成)	5年毎に更新・公表 (H27、32)
2	指定希少野生動植物種の指定	種	31 (H25)	37 (H32)
3	ニゴロブナの漁獲量	t	48 (H24)	75 (H27)
4	セタシジミの漁獲量	t	28 (H24)	130 (H27)
5	ホンモロコの漁獲量	t	14 (H24)	60 (H27)
6	外来種リストの作成	—	—	・リストの作成 ・リストを用いた啓発
7	指定外来種の指定	種類	16 (H25)	19 (H32)
8	オオバナミズキンバイの生育面積	m ²	65,000 (H25)	根絶
9	ニホンジカの生息数	頭	47,000～67,000	半減 (H29)
10	狩猟免許所持者の人数	人	2,042 (H25)	2,100 (H32)

(2) 生息・生育環境の改善

番号	指標名	単位	現状 (年度)	目標値 (年度)
11	生息・生育保護区の指定	箇所	10 (H25)	15 (H32)
12	鳥獣保護区の面積	ha	100,966 (H25)	現状維持
13	生態系レッドデータブックの公表	—	—	・作成・公表 (H27) ・5年毎に更新・公表
14	ビオトープネットワーク構想の進捗	—	—	拠点をつなぐネットワークの骨格の概成
15	保全協定を締結した巨木の本数	本	261 (H25)	400 (H32)
16	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	%	74 (H25)	90 (H32)
17	里山整備協定林の数(累計)	箇所	14 (H25)	40 (H32)
18	ヨシ群落造成面積(累計)	ha	39.9 (H25)	56 (H32)
19	生活排水処理率	%	98.2 (H25)	100 (H32)
20	再生可能エネルギーの導入量	万kw	29.7(H26)	42.8(H29)

2 生態系サービスの持続可能な利用の取組

(1) 地域資源の活用、地産地消の推進

番号	指標名	単位	現状 (年度)	目標値 (年度)
21	県産材の素材生産量	m ³	62,000 (H25)	120,000 (H32)

(2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

番号	指標名	単位	現状 (年度)	目標値 (年度)
22	水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合	%	39 (H25)	50 (H27)
23	しが生物多様性大賞の受賞団体(累計)	団体	4 (H25)	25 (H32)
24	生物多様性保全活動を評価・認証する制度	—	—	・評価・認証する制度の新設 ・認証団体数 500 団体

3 生物多様性に対する理解と行動の促進

(1) 県民の理解を促すための取組

番号	指標名	単位	現状 (年度)	目標値 (年度)
25	生物多様性に対する認知度(言葉の意味を知っている人の割合)	%	20.9 (H25)	50 (H32)
26	琵琶湖博物館来館者数	人/年	368,210 (H25)	585,000 (H32)

(2) 人材育成とネットワークの構築

番号	指標名	単位	現状 (年度)	目標値 (年度)
27	びわっこ大使育成人数(累計)	人	25 (H26)	61 (H32)
28	生物多様性保全活動支援センターによる連携・協力のあっせん件数(累計)	件	—	70 (H32)
29	森林づくり活動を実践している市民団体等の数(累計)	団体	139 (H25)	150 (H32)

4 愛知目標との対応

本戦略は、愛知目標の20の目標に対応するものとし（表3）、愛知目標の達成に貢献するべく取り組みます。

表3 愛知目標としが戦略（案）との対応

愛知目標		(仮称)生物多様性しが戦略（案）
目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	第4章3 生物多様性に対する理解と行動を促すための取組
目標2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	第1章5 戦略の位置づけ
目標3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される	第4章1(2) 生息・生育環境の改善 第4章2(2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組
目標4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	第4章2(1) 地域資源の活用、地産地消の推進、第4章2(2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	第4章1(2) 生息・生育環境の改善
目標6	水産資源が持続的に漁獲される	第4章1(1) 生物との適切な関係の構築
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	第4章1(2) 生息・生育環境の改善 第4章2(1) 地域資源の活用、地産地消の推進
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	第4章1(2) 生息・生育環境の改善
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	第4章1(1) 生物との適切な関係の構築
目標10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	-
目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される	第4章1(2) 生息・生育環境の改善
目標12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	第4章1(1) 生物との適切な関係の構築
目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	第4章2(1) 地域資源の活用、地産地消の推進
目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される	第4章2(1) 地域資源の活用、地産地消の推進、第4章2(2) 社会経済活動に生物多様性を組み込む取組
目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する	第4章1(2) 生息・生育環境の改善
目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	-
目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	-
目標18	伝統的知識が尊重され、主流化される	第4章2(1) 地域資源の活用、地産地消の推進 第2章 理念と基本的な姿勢
目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される	第4章3(1) 県民の理解を促すための取組、 第4章3(3) 情報・知識の収集・分析と統合
目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	行動計画2(2) 5章（県の役割として活動支援を記載）

<参考資料>

1. 策定の経過

年月日	会議等の種類	内容
平成 25 年 9 月 ～平成 26 年 2 月	ワーキンググループ	11 のテーマで計 25 回開催
平成 26 年 1 月 22 日	環境審議会	(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について諮問
平成 26 年 2 月 21 日	専門家会議	滋賀県の生物多様性の現状と課題
平成 26 年 2 月 27 日	専門家会議	戦略の構成案の検討
平成 26 年 3 月 5 日	専門家会議	理念・目標・基本方針の検討
平成 26 年 3 月 26 日	環境審議会自然環境部会	理念・目標・基本方針の検討
平成 26 年 7 月 22 日	環境審議会自然環境部会	骨子(たたき台)の検討
平成 26 年 8 月 6 日	専門家会議	骨子(案)の検討
平成 26 年 9 月 24 日	環境審議会自然環境部会	骨子(案)の検討
平成 26 年 10 月 15 日 ～26 日	タウンミーティング	県内6地域で開催
平成 26 年 10 月 23 日	環境審議会自然環境部会	答申(案)の検討
平成 26 年 12 月 11 日	環境審議会	(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について答申
平成 27 年 1 月 7 日	専門家会議	しが戦略(案)の検討
平成 27 年 1 月 29 日～	滋賀県民政策コメントの実施	予定
平成 27 年 3 月	策定・公表	予定

2. 滋賀県環境審議会自然環境部会 委員名簿（50音順・敬称略）

氏名	所属	備考
生駒 哲造	公益社団法人滋賀県獣医師会	～平成 26 年 5 月 31 日
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会副会長	平成 26 年 6 月 1 日～
岡田 登美男	滋賀県野鳥の会会長	～平成 26 年 5 月 31 日
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表	
北本 浩	滋賀森林管理署長	～平成 26 年 5 月 31 日
籠谷 泰伸	公益社団法人滋賀県獣医師会	平成 26 年 6 月 1 日～
須藤 明子	日本イヌワシ研究会副会長	
中村 光伸	滋賀県野鳥の会	平成 26 年 6 月 1 日～
西川 晃由	滋賀森林管理署長	平成 26 年 6 月 1 日～
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授	
西野 麻知子	びわ湖成蹊スポーツ大学教授	
秀田 智彦	近畿地方環境事務所長	平成 26 年 6 月 1 日～
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 講師	
福原 守	一般社団法人滋賀県猟友会会長	
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	部会長
松山 正己	滋賀県森林組合連合会代表理事会長	～平成 26 年 5 月 31 日
丸尾 恭子	公募委員	平成 26 年 6 月 1 日～
水谷 知生	近畿地方環境事務所長	～平成 26 年 5 月 31 日

3. (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略策定に係る専門家会議 委員名簿

(50音順・敬称略)

平成26年4月1日現在

氏名	所属	備考
井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科 教授	
上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター 助教	
鎌田 磨人	徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス研究部 教授	
中村 俊彦	千葉県生物多様性センター 副技監 千葉県立中央博物館 副館長	
橋本 佳延	兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境再生研究部 研究員 シンクタンク推進室 副室長	
浜端 悦治	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科 准教授	
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野 准教授	
八塚 春名	日本大学 国際関係学部 助教	
遊磨 正秀	龍谷大学理工学部環境ソリューション工学科 教授	
脇田 健一	龍谷大学社会学部社会学科 教授	

4. (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略策定に係るワーキンググループ 名簿

○希少種保全

氏名	所属	備考
野間 直彦	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科	座長
石井 秀憲	伊庭内湖を守る会・野鳥の会	
河瀬 直幹	みなくち子どもの森自然館	
桑原 雅之	滋賀県立琵琶湖博物館	
苗村 光英	佐波江町自治会	
村瀬 忠義	伊吹山再生協議会	
森 小夜子	滋賀県生物環境アドバイザー	

○外来種対策

氏名	御所属	備考
西野 麻知子	びわこ成蹊スポーツ大学	座長
栗林 実	近江ウェットランド研究会	
柳瀬 公明	積水化成品工業株式会社	
千々岩 哲	株式会社ラーゴ	
江波 義成	滋賀県農業技術振興センター	
戸田 直弘	守山漁業協同組合	
澤田 隆文	米原市立大東中学校	

○獣害対策

氏名	所属	備考
谷口 仁	滋賀県農業技術振興センター	座長
青木 繁	朽木いきものふれあいの里	
石野 浩司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課鳥獣対策室	
川森 慶子	株式会社アドバンス (COCO壺番屋フランチャイジー)	
黒田 末壽	(滋賀県立大学)	
小泉 和也	東近江市産業振興部農林水産課	
齊田 由紀子	獣害対策コンサルタント	

○里山里地里湖

氏名	所属	備考
北井 香	NPO 法人木野環境 →滋賀県立大学地域共生センター	座長
青木 繁	朽木いきものふれあいの里	
石津 文雄	針江生水の郷委員会	
小坂 育子	水と文化研究会	
丹波 道明	東近江水環境自治協議会	
松沢 松治	びわこの水と地域の環境を守る会	
村山 英志	愛のまちエコ倶楽部	

○観光

氏名	所属	備考
谷口 良一	滋賀県商工観光労働部観光交流局	座長
井上 良夫	BSCウォータースポーツセンター	
大橋 業弘	株式会社JTB西日本大津支店	
加藤 新輔	全国旅行業協会滋賀県支部	
細田 英幸	米原市経済環境部商工観光課	
川戸 良幸	琵琶湖汽船株式会社	
前川 為夫	白浜荘	
美濃部 武彦	針江生水の郷委員会	

○事業活動

氏名	所属	備考
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所	座長
桂 賢	日本ガラストロンクス株式会社	
梶山 和紀	パナソニック株式会社アプライアンス社	
鈴木 健	オムロン株式会社	
辰巳 勝則	株式会社滋賀銀行	
本荘 由美子	株式会社琵琶湖ホテル	
金尾 滋史	滋賀県立琵琶湖博物館	

○文化・伝統工芸

氏名	所属	備考
上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター	座長
富永 千弘	一級建築士事務所 TOSAKA	
左寄 謙祐	魚治 湖里庵	
藤野 純一	攀桂堂	
森 哲荘	森木彫所	
太々野 功	高時川源流の森と文化を継承する会	
大西 寛	大西新之助商店	

○活動のネットワーク化

氏名	所属	備考
膽吹 憲吾	(淡海ネットワークセンター)	座長
鹿取 顕崇	米原市経済環境部環境保全課	
齊田 由紀子	獣害対策コンサルタント	
高田 友美	滋賀大学/NPO 法人五環生活/NPO 法人エトコロ	
瀬海 悠一朗	魚石	
富岡 明	世界フナズシクラブ/山門水源の森を次代に引き継ぐ会	
廣部 里美	NPO 法人百菜劇場	

○農業

氏名	所属	備考
青田 朋恵	滋賀県湖北農業農村振興事務所 田園振興課	座長
堀 彰男	須原魚のゆりかご水田協議会	
家倉 敬和	長浜市小谷丁野	
上原 和男	水土里ネット新旭(新旭土地改良区)	
安孫子 雅則	JAグリーン近江	
太田 孝	びわこ揚水土地改良区	
皆川 明子	滋賀県立大学生物資源管理学科	

○森林・林業

氏名	所属	備考
高橋 卓也	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科	座長
落部 弘紀	永源寺町森林組合	
北河 邦彦	びわこ薪の薪屋(薪ストーブ用薪生産販売)	
西澤 恵美子	山菜じゅうべえ(山菜摘み体験・食事)	
廣瀬 正明	NPO 法人やまんばの会	
宮城 定右衛門	金勝生産森林組合	
山口 美知子	一般社団法人 kikito	

○琵琶湖

氏名	所属	備考
野間 直彦	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科	希少種保全
西野 麻知子	びわこ成蹊スポーツ大学	外来種対策
谷口 仁	滋賀県農業技術振興センター	獣害対策
北井 香	NPO 法人木野環境 →滋賀県立大学地域共生センター	里山里地里湖
谷口 良一	滋賀県商工観光労働部観光交流局	観光
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所	事業活動
上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター	文化・伝統工芸
膽吹 憲吾	(淡海ネットワークセンター)	活動の ネットワーク化
青田 朋恵	滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課	農業
高橋 卓也	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科	森林・林業
井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科	琵琶湖